

中学校夜間学級就学援助費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府内中学校夜間学級に在籍する本市在住生徒のうち、経済的理由により就学困難な生徒の就学を援助するため必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び範囲)

第2条 就学援助費は、府内中学校夜間学級に在籍する本市在住生徒（保護者のあるときは当該保護者）のうち就学困難な生徒に学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費及び校外活動費の全部又は一部を現金で支給する。

2 支給額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和52年5月1日文部大臣裁定）に係る要保護児童生徒援助費補助金の補助単価に準じて守口市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(受給資格)

第3条 就学援助費の支給を受けるものは、府内中学校夜間学級に在籍する本市在住生徒又はその保護者で、教育長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

(申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を当該学校長を経由し、教育長に申請しなければならない。

(1) 中学校夜間学級就学援助費申請書並びに委任状

(2) 所得証明書又は課税証明書

2 教育長は、就学援助費の支給の可否を決定したときは、当該学校長を経由し、その通知を行うものとする。

(支給方法)

第5条 就学援助費は、当該生徒の就学する学校長に対して交付する。

2 前項の規定により就学援助費の交付を受けた学校長は、これを保護者に支給しなければならない。

(支給の停止)

第6条 教育長は、就学援助費の支給を受けている者が次の各号に該当した場合は、就学援助費の支給を停止する。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 受給を辞退したとき。

第7条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成17年7月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

(補助金交付の特例)

【届出_根拠規範】27_大阪府守口市_2_4

- 2 平成17年度の補助金の交付に限り、林間・臨海学校費を補助の範囲に含めるものとする。この場合において、補助金の額は、実費の2分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の中学校夜間学級就学援助費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた申請について適用し、施行日前行われた申請については、なお従前の例による。